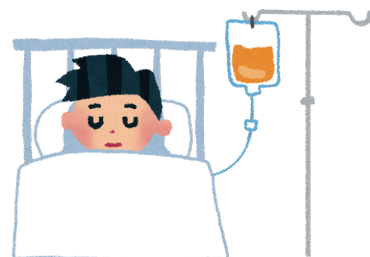


議員 提出 議案 2	地方自治法の一部改正を考慮し、町議会議員と町との間の地方自治法第 92 条の 2 に規定する請負の状況を公表することにより、議員の請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、 松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定します。
議選 10	愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に田中浩介町長を推薦します。(選挙確定)

令和 5 年度松前町一般会計の補正(7回目)の主な事業

- ・ 自立支援給付費 …………… 5916万1千円
(就労継続支援、共同生活援助など)
- ・ 子ども医療費 …………… 5038万9千円
- ・ 町道筒井徳丸線舗装補修工事 …………… 3100万円
- ・ 江川住宅外壁改修工事(3・4棟) …………… 4730万円



松前町議会議員の請負の状況の公表に関する条例

条例制定までの経緯

地方自治法第 92 条の2では

- ・ 「請負」の定義が不明確であること
- ・ 個人による請負は金額の多寡にかかわらず禁止されていること

これらのことが議員のなり手不足の原因となっているとの指摘があった。



- ・ 「請負」の定義の明確化
- ・ 議会の適正な運営を確保する観点から政令で定める額(300万円)の範囲内で、個人による地方自治体に対する請負が可能



議員が本町に対し請負をする場合、請負の状況を公表すること等により、

- ・ **透明性の確保**
 - ・ **議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図る**
- ことを目的として、この条例を制定する。

条例の概要

- ・ 議員は、請負があった場合、6月中に前会計年度分の内容をまとめて議長に報告しなければならない。
- ・ 議長は、議員からの報告を一覧にまとめて報告しなければならない。
- ・ 誰でも、議長に対し、一覧の閲覧や写しの交付を求めることができる。

